



目次	ページ
規則	
◎高知県スポーツ推進審議会条例施行規則	1
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則	1
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則	9
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則	17

規 則

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則をここに公布する。
平成29年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号
高知県スポーツ推進審議会条例施行規則
(趣旨)

- 第1条** この規則は、高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号。第3条において「条例」という。）の規定に基づき、高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。（会議の開催）
- 第2条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、1年度につき3回以内開催する。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。（会議の成立）
- 第3条** 会議について、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、条例第7条第2項の規定にかかわらず、議事を開き、及び議決をすることができる。（委員及び臨時委員の辞職）
- 第4条** 委員及び臨時委員は、知事の同意を得て辞職することができる。（幹事）
- 第5条** 審議会に幹事若干名を置き、県職員のうちから、知事が任命する。
2 幹事は、委員及び臨時委員を補佐する。（会議録）
- 第6条** 会議録には、会議の次第並びに出席した委員及び臨時委員の氏名を記載するものとし、幹事の中から議長が指名する者

に会議録を調製させるものとする。
2 会議録には、議長が署名しなければならない。（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
平成29年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号
高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

- 第1条** この規則は、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立県民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。（利用の許可の申請）
- 第2条** 条例第5条第1項の許可施設等（同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第10条、第12条ただし書、第14条及び第15条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、個人が室内プールに係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ口頭により申請をすることができる。（利用許可書等の交付等）
- 第3条** 指定管理者は、前条第1項、第2項又は第4項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは利用許可書又は室内プール利用券を当該申請をした者に交付し、利

用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は別記第2号様式に、室内プール利用券は別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。

（利用の取消しの届出等）

第4条 第2条第1項、第2項又は第4項の規定による申請を行った者が、当該申請を取り消し、又は当該申請の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届けなければならない。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届けなければならない。

3 条例第5条第1項の許可施設等の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は室内プール利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は室内プール利用券を提出しなければならない。（設備の制限）

第5条 体育館を利用する者は、体育館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。（利用料金等の納付の時期）

第6条 条例第7条の規定による利用料金又は条例第12条の規定による使用料の納付は、当該利用の前にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に行うことができる。（利用料金の承認の申請）

第7条 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第5号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。（使用料の減免の申請等）

第8条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は高知県教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設等を利用する場合とする。

<p>2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が室内プールを個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳を所持する者</p> <p>(2) 療育手帳を所持する者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p> <p>(4) 戦傷病者手帳を所持する者</p> <p>(5) 被爆者健康手帳を所持する者</p> <p>(6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者</p> <p>(7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を介護するために当該身体障害者等と同時に室内プールを利用する者（身体障害者等1人につき1人とする。）</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、知事が別に定める。</p> <p>4 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書とともに提出しなければならない。</p> <p>5 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第8号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（使用料の還付の請求等）</p> <p>第9条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 県の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(2) 災害その他の不可抗力により許可施設等を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が主競技場にあつては当該利用を開始する日の20日前までに、主競技場以外の施設にあつては当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる施設使用料の額の10分の8に相当する額</p> <p>(4) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納</p>	<p>となる附属設備使用料の額に相当する額</p> <p>2 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第9号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第10号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。</p> <p>（整理人の配置）</p> <p>第10条 利用者のうち体育館を団体で利用する者は、体育館の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、その人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>（管理上の立入り）</p> <p>第11条 利用者は、体育館の関係職員が許可施設等及び体育館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。</p> <p>（利用終了後等の整理）</p> <p>第12条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第13条 体育館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けずに火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 許可を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。</p> <p>(3) 許可を受けずに宣伝し、又は勧誘しないこと。</p> <p>(4) 許可を受けずに広告物を掲示し、又は配布しないこと。</p> <p>(5) 許可を受けずに体育館の備品等を体育館の外に持ち出さないこと。</p> <p>(6) 体育館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p> <p>（入場の制限）</p>	<p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、体育館への入場を拒み、又は体育館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他の利用者その他の体育館を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者</p> <p>(2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者（汚損等の届出）</p> <p>第15条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）</p> <p>第16条 条例第16条の規則で定める申請書は、別記第11号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第16条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書</p> <p>(2) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し</p> <p>(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類</p> <p>3 条例第17条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。</p> <p>（雑則）</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
--	--	--

別記 第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名) 電話番号

高知県立県民体育館利用許可申請書

高知県立県民体育館の利用の許可を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

Table with columns for Utilization Purpose, Facility, Utilization Content, and Fee. Includes sub-tables for seating, fees, and performance details.

Main application table with columns for Event Content, Performance Details, and Administrative Information. Includes sub-tables for lighting, seating, and payment.

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

許可番号 第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立県民体育館利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立県民体育館の利用については、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的 (行事名)							
利用する施設	主競技場(全面・(/)面)・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室						
利用の区分	アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外の催物・興行 学生 ・ 一般						
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間						
使用料の額	<table border="1"> <tr> <td>施設使用料</td> <td>円</td> <td>附属設備使用料</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円		
使用料の納付期限	年 月 日						
許可の条件等							
注	<p>1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>2 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例及び高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>3 高知県立県民体育館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可の権利は、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。</p>						

備考 1 この様式は、主競技場、補助競技場、大会議室若しくは小会議室を利用する場合又は室内プールを団体で利用する場合に使用します。
2 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とします。

第3号様式（第3条関係）

(規格 5センチメートル×17センチメートル)

と じ し ろ	年 月 日	年 月 日
	No. _____	No. _____
	高知県立県民体育館室内プール利用券	高知県立県民体育館室内プール利用券
	小学生・中・高・大学生・一般 使用料の額 円	小学生・中・高・大学生・一般 使用料の額 円

備考 1 この様式は、個人が室内プールを利用する場合に使用します。
2 No.は、会計年度ごとの通し番号とします。
3 この半券をもって、現金領収証書に代えるものとします。
4 点線は、切り取り線とします。

第4号様式（第3条関係）

（規格 19センチメートル×6.5センチメートル）

（表紙）

No. _____ (12枚又は30枚)



高知県立県民体育館室内プール利用券
（回数券）

No. _____

領 収 書

金 額	千	百	十	円

（種別）室内プール使用料（回数券）
小学生・中・高・大学生・一般
年 月 日
（徴収義務者） 印

No. _____

領 収 書（原符）

金 額	千	百	十	円

（種別）室内プール使用料（回数券）
小学生・中・高・大学生・一般
年 月 日

（裏表紙）

この利用券（回数券）1枚で室内プールが1回利用できます。
冷水期間用の利用券（回数券）は、温水期間中は使用できません。

- 備考
- 1 表紙及び利用券面の色は、冷水期間にあつては青色、温水期間にあつては桃色とします。
 - 2 この回数券は、利用券12枚又は30枚をもって1冊とします。
 - 3 表紙の領収書及び領収書（原符）のNo.と利用券面のNo.とは、同一番号とします。
 - 4 No.は、会計年度ごとの通し番号とします。
 - 5 表紙の領収書をもって、現金領収証書に代えるものとします。
 - 6 点線は、切取り線とします。

（利用券面）

と じ し ろ

No. _____

高知県立県民体育館室内プール利用券
（回数券）

No. _____

高知県立県民体育館室内プール利用券
（回数券）

No. _____

高知県立県民体育館室内プール利用券
（回数券）

No. _____

高知県立県民体育館室内プール利用券
（回数券）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立県民体育館利用料金承認申請書

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第9条前段の規定により高知県立県民体育館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第6号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立県民体育館利用料金変更承認申請書

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第9条後段の規定により高知県立県民体育館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金 (円)		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第7号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

電話番号

高知県立県民体育館使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立県民体育館の利用について、使用料の減額 (免除) を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)			
利用する施設	主競技場 (全面・ (/) 面) ・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室		
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで 日間		
減額又は免除を受けようとする理由及び金額			円
※ 使用料の額の算定	算定内訳	金額	
	正規の使用料の額 (A)		円
	減額又は免除をする使用料の額 (B)		円
	決定した使用料の額 (A-B)		円
※ 決裁欄		担当	※受付年月日 年 月 日
			※決定年月日 年 月 日
			※通知年月日 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立県民体育館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立県民体育館の使用料の減額（免除）については、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第10条の規定に基づき、次のとおり承認します。

利用する施設	主競技場（全面・（ / ）面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号 年 月 日 午前・午後 時 分から 日間 年 月 日 午前・午後 時 分まで					
正規の使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
減額又は免除をする使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
使用料の納付期限	年 月 日					

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立県民体育館使用料還付請求書

高知県立県民体育館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的（行事名）						
利用する施設	主競技場（全面・（ / ）面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号 年 月 日 午前・午後 時 分から 日間 年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
使用料納付年月日	年 月 日					
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
※ 決 裁 欄				担 当	※ 受付年月日	年 月 日
					※ 決定年月日	年 月 日
					※ 通知年月日	年 月 日
					※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立県民体育館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立県民体育館の使用料の還付については、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第11条ただし書の規定に基づき、次のとおり決定しました。

利用する予定であった施設	主競技場（全面・（ / ）面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室					
利用許可番号及び利用する予定であった日時	許可番号 第 号 年 月 日 午前・午後 時 分から 日間 年 月 日 午前・午後 時 分まで					
正規の使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
納付済みの使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円
還付する使用料の額	施設使用料	円	附属設備使用料	円	合計	円

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立県民体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	印
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立武道館(以下「武道館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項並びに次条第1項、第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第10条、第12条ただし書、第14条及び第15条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(以下「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

4 知事に提出する前項ただし書の利用許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、個人が練習のため武道場を1日単位で利用しようとするときは、あらかじめ口頭により申請をすることができる。

(利用許可書等の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項、第2項、第3項ただし書又は第5項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは利用許可書又は武道場利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は別記第3号様式に、武道場利用券は別記第4号様式又は別記第5号様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

第4条 第2条第1項、第2項、第3項ただし書又は第5項の規定による申請を行った者が、当該申請を取り消し、又は当該申請の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は武道場利用券を提出しなければならない。

(設備の制限)

第5条 武道館を利用する者は、武道館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(利用料金等の納付の時期)

第6条 条例第7条の規定による利用料金又は条例第12条の規定による使用料の納付は、当該利用の前にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に行うことができる。

(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第6号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第7号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は高知県教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設を利用する場合とする。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が武道場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者

(6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者

(7) 第1号から第5号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を介護するために当該身体障害者等と同時に武道場を利用する者(身体障害者等1人につき1人とする。)

3 前2項に定める場合のほか、条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

4 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第8号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項又は第4項の利用許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第9号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 県の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる武道場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる武道場以外の施設及び設備の使用料の額に相当する額

2 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第10号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用

料の還付を決定したときは別記第11号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(整理人の配置)

第10条 利用者のうち武道館を団体で利用する者は、武道館の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、その人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、武道館の関係職員が許可施設及び武道館の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設の利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 武道館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで武道館の備品等を武道館の外に持ち出さないこと。
- (6) 武道館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、武道館への入場を拒み、又は武道館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者その他の武道館を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(汚損等の届出)

第15条 武道館を利用する者は、武道館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 条例第16条の規則で定める申請書は、別記第12号様式によるものとする。

2 条例第16条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

3 条例第17条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別記
第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館利用許可申請書

高知県立武道館の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)											
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外										
利用者の区分	学生 ・ 一般										
利用責任者	住所	電話番号									
	氏名										
入場者の予定数	人		入場料徴収の有無		有 ・ 無						
利用 する 施設 及び 設備 並び に 利用 の日時	施設及び設備		利用年月日		利用時間			※ 使用料の額			
	試合場	東半面	年 月 日		時 分から 時 分まで			円			
		西半面									
		全面									
		拡声装置									
		照明	半面								
			全面								
	冷暖房設備										
	練習場	剣道場									
		柔道場									
		冷暖房設備									
	研修室										
	会議室										
	分館 (弓道場)										
拡声装置											
合計							円				
※ 受付年月日	年 月 日		※ 許可年月日	年 月 日		※ 許可番号	第 号				
※ 利用の 取消し 等	取消し・ 変更・減 額・免除 ・還付	減額若しくは免除又は 還付をする使用料の額		決定した使用料の額		受付年月日	年 月 日				
		円		円		決定年月日	年 月 日				
		円		円		還付年月日	年 月 日				
※ 許可の条件その他											
※ 決裁欄	許可				担当	取消し 等				担当	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

武道場利用許可申請書（個人利用用）

武道場の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第3項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的	剣道 ・ 柔道 ・ 弓道 ・ その他（ ）									
利用する施設	試合場 ・ 練習場 ・ 分館（弓道場）									
利用の日時	年 月 日 時 分から			年 月 日 時 分まで			1日利用・1月利用			
利用者の区分	学生 ・ 一般									
勤務先又は学校名										
※ 許可年月日	年 月 日		※ 使用料の額	円		※ 利用券番号	No.			
※ 備考						※ 決裁欄				担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式 (第3条関係)

許可番号 第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立武道館利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立武道館の利用については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的 (行事名)						
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外					
利用者の区分	学生 ・ 一般					
利用責任者	住所	電話番号				
	氏名					
入場者の予定数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無			
利用 する 施設 及び 設備 並び に 利用 の 日時	施設及び設備	利用年月日	利用時間		使用料の額	
		年 月 日	時 分から	時 分まで	円	
	試合場	東半面				
		西半面				
		全面				
		拡声装置				
	照明	半面				
		全面				
		冷暖房設備				
	練習場	剣道場				
		柔道場				
		冷暖房設備				
		研修室				
		会議室				
分館(弓道場)						
	拡声装置					
合計					円	
使用料の納付期限	年 月 日					
許可の条件その他						
注	1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用に際しては、高知県立武道館の関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。					

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とします。

第4号様式 (第3条関係)

(その1)

No. _____	No. _____
武道場利用券 (個人1日利用)	武道場利用券 (個人1日利用) (副)
学生 ・ 一般	学生 ・ 一般
利用年月日 _____ 年 月 日	利用年月日 _____ 年 月 日
利用者氏名 _____	利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円	使用料の額 _____ 円
高知県立武道館	高知県立武道館

(裏面)

1 この利用券は、武道場を利用するとき に、武道館の関係職員に渡してください。 2 この利用券は、氏名を記載されている者 が武道場を利用するときに限り使用するこ とができます。 3 本館又は分館(弓道場)を団体が利用し ているときは、その館を利用することはで きません。 4 武道場を団体が利用しているときは、こ の利用券を使用することはできません。 5 利用の許可を受けた事項を変更するとき は、この利用券を提出してください。	
---	--

- 備考
- 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。
 - 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 3 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 - 4 点線は、切り取り線とする。

(その2)

(年 月 日) (No.)	(年 月 日) (No.)
武道場利用券 (個人1日利用)	武道場利用券 (副) (個人1日利用)
利用者区分	利用者区分
利用場所	利用場所
種目	種目
使用料の額 円	使用料の額 円
高知県立武道館	高知県立武道館

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
 2 寸法は、縦5センチメートル、横5.75センチメートルとする。
 3 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 4 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 5 点線は、切取り線とする。

第5号様式（第3条関係）

No. _____
武道場利用券（個人1月利用）
学生 ・ 一般
利用期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
学校名又は住所 _____
利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円
高知県立武道館

(裏面)

- 1 この利用券は、武道場を利用するときに、武道館の関係職員に提示してください。
- 2 この利用券は、氏名を記載されている者が武道場（一般の方の場合は、分館（弓道場）に限ります。）を利用するときに限り使用することができます。
- 3 本館又は分館（弓道場）を団体が利用しているときは、その館を利用することはできません。
- 4 武道場を団体が利用しているとき（一般の方の場合は、分館（弓道場）を団体が利用しているとき）は、この利用券を使用することはできません。
- 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を提出してください。

- 備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横9センチメートルとする。
 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 3 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立武道館利用料金承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条前段の規定により高知県立武道館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立武道館利用料金変更承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条後段の規定により高知県立武道館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立武道館の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)			
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）		
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外		
利用者の区分	学生 ・ 一般		
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から		日間
	年 月 日 午前・午後 時 分まで		
減額又は免除を受けようとする理由及び金額			円
※ 使用料の額の決定		算定内訳	金額
	正規の使用料の額 (A)		円
	減額又は免除をする 使用料の額 (B)		円
	決定した使用料の額 (A-B)		円
※ 決裁欄		担当	※ 受付年月日
			年 月 日
			※ 決定年月日
			年 月 日
			※ 通知年月日
			年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立武道館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立武道館の使用料の減額（免除）については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第10条の規定に基づき、次のとおり承認します。

利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）				
利用許可番号及び利用の日時	許可番号	第 号	年 月 日 午前・午後 時 分から	日間	
			年 月 日 午前・午後 時 分まで		
正規の使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計 円
減額又は免除をする使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計 円
決定した使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計 円
使用料の納付期限	年 月 日				

備考 2部複写とし、1部を申請者に交付し、1部を控えとします。

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料還付請求書

高知県立武道館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的 (行事名)						
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
使用料納付年月日	年 月 日					
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
※ 決 裁 欄	担当	※ 受 付 年 月 日		年 月 日		
		※ 決 定 年 月 日		年 月 日		
		※ 通 知 年 月 日		年 月 日		
		※ 還 付 年 月 日		年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立武道館使用料還付決定通知書

年 月 日付で請求のありました高知県立武道館の使用料の還付については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第11条ただし書の規定に基づき、次のとおり決定しました。

利用する予定であった施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用する予定であった日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
正規の使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
納付済みの使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
還付する使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円

備考 2部複写とし、1部を請求者に交付し、1部を控えとします。

第12号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	㊟
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例(平成24年高知県条例第55号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立弓道場(以下「弓道場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式又は別記第2号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条ただし書、第9条、第11条ただし書、第12条ただし書、第14条並びに第15条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

3 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、次条第1項の規定により利用券の交付を受けているときは、当該利用券を提出しなければならない。

4 知事に対して提出する第2項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。

(利用許可書の交付等)

第4条 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をすることは指定管理者が定める利用許可書若しくは利用券又は利用変更許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は別記第5号様式に、利用券は別記第6号様式に、利用変更許可書は別記第7号様式によるものとする。

(利用料金等の納付の時期)

第5条 条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料の納付は、当該利用の前にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後にすることができる。

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第8号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第9号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は高知県教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために利用施設を利用する場合とする。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が弓道場の射場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を介護するために当該身体障害者等と同時に弓道場の射場を利用する者(身体障害者等1人につき1人とする。)

3 前2項に定める場合のほか、条例第14条第3項において読み

替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

4 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第10号様式による使用料減額(免除)承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第4項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額(免除)承認申請書を提出するものとする。

5 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第11号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第8条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 県の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる弓道場の射場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる弓道場の会議室及び附属設備の使用料の額に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第12号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第13号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(整理人の配置)

第9条 利用者のうち弓道場の射場を団体で利用する者は、弓道場の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、そ

の人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、弓道場の関係職員が利用施設及び弓道場の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、弓道場の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(設備の制限)

第12条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 弓道場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで弓道場の備品等を弓道場の外に持ち出さないこと。
- (6) 弓道場の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、弓道場への入場を拒み、又は弓道場からの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者その他の弓道場を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者(汚損等の届出)

第15条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設、設備等を汚損

し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

第16条 条例第18条の規則で定める申請書は、別記第14号様式によるものとする。

2 条例第18条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第19条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、弓道場の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 （法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立弓道場利用施設利用許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的（行事名）					
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般	入場者の予定数	人
利用施設及び利用期間	利用施設	利用年月日	利用時間		※ 使用料の額
		年 月 日	時 分から	時 分まで	円
	射場	近的射場			
		遠的射場			
		近的射場及び遠的射場			
		放送設備			
	会議室	大会議室			
中会議室					
小会議室					
冷暖房設備					
合計				円	
その他参考事項					
※ 利用の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 使用料の額	円
				※ 受付年月日	年 月 日
※ 利用の取消し等			取消し ・ 変更	※ 許可年月日	年 月 日
※ 決裁欄			担当	※ 許可番号	第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申請書は、団体で利用施設を、個人で会議室のみ又は会議室及び冷暖房設備を利用する場合のものです。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

高知県立弓道場利用施設利用許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用者の区分	学生 ・ 一般				
勤務先又は学校名					
利用施設	射場 ・ 放送設備				
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	1日利用 ・ 1月利用		
その他参考事項					
※ 利用の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 使用料の額	円
				※ 受付年月日	年 月 日
※ 利用の取消し等	取消し ・ 変更		※ 許可年月日	年 月 日	
※ 決裁欄			担当	※ 利用券番号又は許可番号	No. 第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 この申請書は、個人で射場のみ又は射場及び放送設備を利用する場合のものです。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額	円				
※ 利用の変更の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 変更前の許可に係る使用料の額	円
				※ 変更後の許可に係る使用料の額	円
※ 利用の取消し等	取消し ・ 変更		※ 受付年月日	年 月 日	
※ 決裁欄			担当	※ 変更許可年月日	年 月 日
				※ 変更許可番号	第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 この申請書は、団体で利用施設を、個人で会議室のみ又は会議室及び冷暖房設備を利用する場合のものです。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用券番号又は利用の許可年月日及び許可番号	No. 年 月 日 第 号			
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更の理由				
変更前の許可に係る使用料の額	円			
その他参考事項				
※ 利用の変更の許可の条件 その他				
※ 決裁欄		担当	※ 変更前の許可に係る使用料の額	円
			※ 変更後の許可に係る使用料の額	円
※ 利用の取消し等		取消し ・ 変更	※ 受付年月日	年 月 日
※ 決裁欄		担当	※ 変更許可年月日	年 月 日
			※ 変更後の利用券番号又は変更許可番号	No. 第 号
			※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 既に利用券の交付を受けているときは、その利用券を添えてください。
3 この申請書は、個人で射場のみ又は射場及び放送設備を利用する場合のものです。

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

高知県立弓道場利用施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の利用については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的（行事名）					
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般	入場者の予定数 人	
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間	使用料の額
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで	円
		遠的射場			
		近的射場及び遠的射場			
	会議室	放送設備			
		大会議室			
		中会議室			
	小会議室				
	冷暖房設備				
合計				円	
使用料の納付期限	年 月 日				
利用の許可の条件その他					
<p>注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 4 利用に際しては、この高知県立弓道場利用施設利用許可書を必ずお持ちください。 5 利用に際しては、高知県立弓道場の関係職員の指示に従ってください。 6 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>					

備考 この許可書は、団体に利用施設を、個人で会議室のみ若しくは会議室及び冷暖房設備を利用する場合又は個人で射場及び放送設備を利用する場合の当該放送設備の利用の許可に係るものとする。

第6号様式（第4条関係）

（その1）

<u>No.</u> 弓道場射場利用券（個人1日利用） 学生 ・ 一般 利用年月日 年 月 日 利用者氏名 使用料の額 円 高知県立弓道場	<u>No.</u> 弓道場射場利用券（個人1日利用）（副） 学生 ・ 一般 利用年月日 年 月 日 利用者氏名 使用料の額 円 高知県立弓道場
---	--

（裏面）

1 この利用券は、射場を利用するときに、弓道場の関係職員に渡してください。 2 この利用券は、氏名を記載されている者が射場を利用するときに限り使用することができます。 3 近的射場又は遠的射場を団体が利用しているときは、その射場を利用することはできません。 4 近的射場及び遠的射場を団体が利用しているときは、この利用券を使用することはできません。 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書に添えて提出してください。	
--	--

- 備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。
 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 3 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 4 点線は、切り取り線とする。

（その2）

(No.) (年 月 日) 弓道場射場利用券 （個人1日利用） 利用者区分 _____ 使用料の額 _____ 円 高知県立弓道場

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
 2 寸法は、縦3センチメートル、横5.75センチメートルとする。
 3 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 4 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

(その3)

No. _____
弓道場射場利用券（個人1月利用）
学生 ・ 一般
利用期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
学校名又は住所 _____
利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円
高知県立弓道場

(裏面)

<p>1 この利用券は、射場を利用するときに、弓道場の関係職員に提示してください。</p> <p>2 この利用券は、氏名を記載されている者が射場を利用するときに限り使用することができます。</p> <p>3 近的射場又は遠的射場を団体が利用しているときは、その射場を利用することはできません。</p> <p>4 近的射場及び遠的射場を団体が利用しているときは、この利用券を使用することはできません。</p> <p>5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書に添えて提出してください。</p>
--

- 備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
- 3 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

第7号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立弓道場利用施設利用変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の利用の変更については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更前の許可に係る使用料の額				円
変更後の許可に係る使用料の額				円
利用の変更の許可の条件その他				

備考 この許可書は、団体に利用施設を、個人で会議室のみ若しくは会議室及び冷暖房設備を利用する場合又は個人で射場及び放送設備を利用する場合の当該放送設備の利用の変更の許可に係るものとする。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立弓道場利用料金承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により高知県立弓道場の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日**第9号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立弓道場利用料金変更承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定により高知県立弓道場の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第10号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設使用料減額(免除)承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第12条の規定に基づき高知県立弓道場の利用施設の利用について使用料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的(行事名)			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	利用施設		利用年月日
	射場	近的射場	年 月 日
		遠的射場	
		近的射場及び遠的射場	
		放送設備	
	会議室	大会議室	
		中会議室	
		小会議室	
冷暖房設備			
減額又は免除を受けようとする理由及び金額			円
※ 使用料の額の算定	算定内訳		金額
	正規の使用料の額(A)		円
	減額又は免除をする使用料の額(B)		円
決定した使用料の額(A-B)			円
※ 決裁欄	担当	※ 受付年月日	年 月 日
		※ 決定年月日	年 月 日
		※ 決定番号	第 号
		※ 処理区分	通知
		通知	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

高知県立弓道場利用施設使用料減額(免除)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の使用料の減額(免除)については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第12条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的(行事名)			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	利用施設		利用年月日
	射場	近的射場	年 月 日
		遠的射場	
		近的射場及び遠的射場	
		放送設備	
	会議室	大会議室	
		中会議室	
		小会議室	
		冷暖房設備	
	利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		年 月 日
No.			
正規の使用料の額			円
減額又は免除をする使用料の額			円
決定した使用料の額			円
使用料の納付期限		年 月 日	

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設使用料還付請求書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき高知県立弓道場の利用施設の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用の区分	団体利用 ・ 個人利用		利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
	放送設備			
会議室	大会議室			
	中会議室			
	小会議室			
	冷暖房設備			
利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		No. 年 月 日 第 号		
使用料の納付年月日		年 月 日		
納付済みの使用料の額		円		
還付を請求する使用料の額		円		
還付を請求する理由				
※	使用料の額の算定	算定内訳		金額
		正規の使用料の額		円
		決定した使用料の額(A)		円
		納付済みの使用料の額(B)		円
		還付する使用料の額(A-B)		円
※	決裁欄	担当	※ 受付年月日	年 月 日
			※ 決定年月日	年 月 日
			※ 決定番号	第 号
			※ 処理区分	通知 年 月 日
			※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第13号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

高知県立弓道場利用施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立弓道場の利用施設の使用料の還付については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用の区分	団体利用 ・ 個人利用		利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
	放送設備			
会議室	大会議室			
	中会議室			
	小会議室			
	冷暖房設備			
利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		No. 年 月 日 第 号		
使用料の納付年月日		年 月 日		
納付済みの使用料の額		円		
決定した使用料の額		円		
還付する使用料の額		円		

第14号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立弓道場の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	④
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類